

(平成23年6月29日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認石川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係

5 件

## 石川国民年金 事案410

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月から平成2年3月まで

平成2年又は3年の5月又は6月頃、町役場の職員が勤務先に来て、私の国民年金保険料が未納であったため、納付してほしいとの話があり、その際、申立期間の保険料を遡って納付し、かつ、このまま厚生年金保険に加入していれば、60歳になる頃には年金受給権が発生する旨の説明も受けた。後日、勤務先を訪れた同職員に現金(40数万円)を渡し、保険料を納付したはずなので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が当時の状況を詳細に記憶していることは配慮する必要があるが、申立期間当時、町が現年度以外の国民年金保険料を取り扱っていたことは確認できないほか、申立人のオンライン記録及び国民年金被保険者名簿のいずれも申立期間については国民年金に未加入と記録されていること、及び申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期を基準とすると、申立期間の一部が保険料納付の時効期限を経過していることを考慮すると、保険料納付は困難であったと思われる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を遡って納付し、その後も厚生年金保険に加入又は国民年金保険料を納付することによって、辛うじて老齢給付の受給資格期間を満たすことができる旨の説明を町役場職員から受けたとしている一方で、申立期間後の平成10年度の国民年金保険料は納付しなかったとしており、申立人に受給資格期間を満たそうとする意識が高かったとは言い難い。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 石川国民年金 事案 411

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで  
ねんきん特別便で申立期間の年金記録が無いことを知り、年金事務所に照会したが、国民年金に未加入であるとして認められなかった。しかし、申立期間は妻が国民年金に加入しており、働いていた私がいずれの年金制度にも加入していないことは考え難く納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻がA市で夫婦の国民年金及び国民健康保険の加入手続をし、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとしているが、手続したとする同市には夫婦の国民健康保険の加入記録は無く、年金事務所の国民年金受付処理簿では、申立人の妻が昭和54年5月9日に同市で任意加入したと記録されていることから、同市の窓口では、申立人は厚生年金保険又は共済組合の加入者との認識の上でその妻の国民年金加入手続が行われたことになり、申立人が主張するように国民年金に妻と同時に加入したとは考え難い。

また、申立人のオンライン記録における国民年金手帳記号番号は、B市で昭和59年7月11日に払い出されたことが年金事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、この時点では申立期間に係る保険料は時効により納付できない。

さらに、申立人が主張する加入手続や保険料納付をしたとするその妻は、既に亡くなっており、当時の状況は不明である。

このほかに、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 石川国民年金 事案412

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から58年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から58年3月まで

国民年金と併せて農業者年金に加入していたが、厚生年金保険にも同時に加入していたことから国民年金保険料が還付されることになった。しかしながら還付手続をした記憶も還付金を受け取った記憶も無いのに、申立期間の国民年金保険料が昭和58年7月27日に還付済みとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料について、国民年金被保険者台帳により申立期間の保険料が納付されたことが確認できるものの、申立期間は厚生年金保険被保険者期間であることから、制度上、当該期間は国民年金に加入することができず、当該期間の保険料が還付されることについて不自然な点は見当たらない。

また、国民年金被保険者台帳に「還付 47. 5～58. 3 まで 366, 940 円」の記載があり、還付金額を含めその記載内容に不合理な点は見当たらない。

さらに、A市（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿の「保険料の還付」欄のうち、「年月日」欄には「58. 7. 27」、「期間」欄には「47. 5～58. 3」、「金額」欄には「366, 940 円」の記載があり、それらは上述の国民年金被保険者台帳の記載内容と一致する。

加えて、申立人は、国民年金と同時に加入していた農業者年金の保険料についても還付を受けていないとしているが、独立行政法人農業者年金基金は、昭和47年5月から58年12月までの農業者年金の保険料38万4,350円を58年9月29日にA市農業協同組合に支払済みであると回答していることから、国民年金保険料も同時期に還付手続が行われたと考えることが自然である。

このほか、申立人から聴取しても、保険料の還付を受けた記憶が無いというほかに申立期間の保険料の還付を受けていないことをうかがわせる事情も見

当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

## 石川国民年金 事案 413

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年7月から平成2年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成2年5月まで  
父親が、国民年金の加入手続及び保険料納付をしてきていたのに、申立期間の国民年金記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその父母は、昭和63年7月頃に、国民年金への加入手続を行った覚えは無く、加入時に交付される年金手帳を見たこともないとしている上、申立人の基礎年金番号は、A共済組合において附番されたもので、申立人に、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

また、申立人は、平成2年6月1日に共済組合員となったため、国民年金に加入していれば必要となる被保険者資格喪失の届出や、同届出を行わなかったことにより発生する重複納付による保険料還付を受けた覚えは無いとしている。

このほかに、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 石川国民年金 事案414

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年6月までの期間及び40年4月から41年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年6月まで  
② 昭和40年4月から41年2月まで

昭和35年10月頃にA町B地区で相談し、地区内の全員が国民年金に加入することとなり、36年4月から区長が集金し国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年10月頃に国民年金に加入し、昭和36年度から国民年金保険料を納付していたとしているが、国民年金受付処理簿によると、申立人を含め同地区の複数の住人の国民年金手帳記号番号が昭和41年4月頃に同時に払い出されていることが確認でき、申立内容と一致しない。

また、その住人の中には、申立人と同様に41年3月から国民年金保険料の納付を開始している者が複数みられることから、同地区の保険料の集金はこの時期から始まったと推認される。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付方法について、地区の集金を通じて納付していたとしており、金融機関及び社会保険事務所（当時）で保険料を納付した記憶は無いとしていることから、申立人が、申立期間に係る保険料を遡って納付した状況もうかがえない。

加えて、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。